採用試験

市職員採用試験を実施

試験の方法及び内容

試験は第1次試験及び第2次試験とし、第2次試験は第1次試験合格者に対して行います。

第1次試験　教養試験、性格特性検査、作文試験、専門試験（土木技師、電気技師及び社会福祉士）

第2次試験　面接試験（集団討論、個別面接）、健康診査（医療機関発行の健康診断書提出）

試験の日時及び会場

【第1次試験】

日時　9月19日（日）　午前8時30分から

会場　枕崎市市民会館（予定）

※試験会場では、新型コロナウイルス感染症対策のため、マスク着用をお願いします。

※試験前の2週間については、新型コロナウイルス感染防止に努めていただき、発熱等の症状がある場合は、受験を控えていただきますようお願いします。なお、これを理由とした欠席者向けの再試験は予定しておりません。

※試験会場は変更になる場合があります。

【第2次試験】

日程　10月下旬を予定（第1次試験合格通知の際にお知らせします）

会場　枕崎市役所本庁

受験手続及び受付期間

受験申込書用紙の入手方法

①総務課職員係で直接入手、②市ホームページからダウンロード、③郵送請求で入手

※郵送請求する場合は、返信用封筒（角形2号）に切手（120円）を貼り、宛先を明記して同封してください。

受験申込手続

受験申込書に必要事項を記入し、84円切手を貼った宛先明記の返信用封筒（長形3号）を添えて、申込先に提出してください。なお、受験申込書には必ず写真（1カ月以内に撮影したもの）を貼ってください。郵送の場合は、封筒の表に「受験申込書在中」と朱書きしてください。

※一般事務職Bに申込む場合は、身体障害者手帳等の写し1通を添付

受験申込先　総務課職員係　〒898-8501　枕崎市千代田町27番地

受付期間　8月19日（木）まで

※受付時間＝午前8時30分～午後5時（土・日、祝日は除く。郵送の場合は、締切当日の消印まで有効）

合格発表

第1次試験　10月中旬までに、受験者全員に合否結果を文書で通知します。

第2次試験　11月末日までに、受験者全員に合否結果を文書で通知します。

採用

最終合格者は、令和4年4月1日付けで採用の予定です。なお、卒業見込みの者にあっては高等学校等を卒業できない場合や資格取得見込みの者にあっては資格を取得できない場合は、原則として採用を取り消します。

給与

給与は、枕崎市職員の給与に関する条例に基づき、給料及び諸手当が支給されます。また、学歴、職歴等に応じて加算される場合があります。

■**問合せ**　総務課職員係　TEL76-1084

●採用職種、予定人員及び受験資格

職種	採用予定人員	受験資格
一般事務職A	4名程度	昭和61年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法に基づく高等学校（同等資格を含む）以上の学歴を有する者または令和4年3月までに卒業見込みの者
一般事務職B	若干名	昭和56年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法に基づく高等学校（同等資格を含む）以上の学歴を有する者または令和4年3月までに卒業見込みの者のうち、次の要件を満たす者 ▪身体障害者手帳（1～6級）、療育手帳、児童相談所等が発行した知的障害の判定書及び精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者（申請中の者は不可） ▪活字印刷による出題に対応できる者（福祉機器の使用により対応ができる者を含む） ▪聴覚機能障害者については、補装具等の使用により通常の電話や窓口の応対に対応できる者
土木技師	2名程度	昭和56年4月2日以降に生まれた者で、次のいずれかの要件を満たす者 ▪学校教育法に基づく高等学校（同等資格を含む）以上の学校で土木の学科を履修し卒業した者または令和4年3月までに卒業見込みの者 ▪1級または2級土木施工管理技士の資格を有する者
電気技師	1名程度	昭和56年4月2日以降に生まれた者で、次のいずれかの要件を満たす者 ▪学校教育法に基づく高等学校（同等資格を含む）以上の学校で電気の学科を履修し卒業した者または令和4年3月までに卒業見込みの者 ▪第一種または第二種電気工事士の資格を有する者
社会福祉士	1名程度	昭和56年4月2日以降に生まれた者で、社会福祉士の資格を有する者または令和4年3月までに資格を取得する見込みの者

※受験上の配慮が必要なときは、必ず申込受付時にご相談ください。

◎**居住要件**　採用後は、本市に居住できる者

◎**欠格事項**　上記の受験資格にかかわらず、次のいずれかに該当する者は受験できません。

- 日本国籍を有しない者
- 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者またはその執行を受けることがなくなるまでの者
- 枕崎市職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過していない者
- 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者

介護保険

令和3年度介護保険料の引き上げについて

65歳以上の皆さんにご負担いただく介護保険料は、原則3年に1度見直しが行われます。今年度は保険料見直しの年に当たり、年間保険料が左の表のとおり変更となっています。被保険者の皆さんにはご負担をおかけしますが、ご理解・ご協力をお願いします。

※第1段階から第3段階の保険料は、消費税引き上げに伴う介護保険料軽減強化の実施により、引き続き軽減税率が適用されています。

■**問合せ**　税務課課税係　TEL76-1066

●令和3年度から5年度分の介護保険料(年額)

区分	対象者	令和2年度	令和3年度
第1段階	生活保護受給者または世帯全員が市民税非課税で、かつ本人の合計所得金額＋公的年金等収入額が合計80万円以下の方	20,300円	20,700円
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、本人の合計所得金額＋公的年金等収入額が80万円を超え120万円以下の方	33,800円	34,600円
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、本人の合計所得金額＋公的年金等収入額が120万円を超える方	47,400円	48,500円
第4段階	課税世帯ではあるが、本人が市民税非課税で、合計所得金額＋公的年金等収入額が80万円以下の方	60,900円	62,300円
第5段階（基準段階）	課税世帯ではあるが、本人が市民税非課税で、合計所得金額＋公的年金等収入額が80万円を超える方	67,700円	69,300円
第6段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が120万円未満の方	81,200円	83,100円
第7段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	88,000円	90,000円
第8段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	101,500円	103,900円
第9段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が320万円以上の方	115,000円	117,800円

青少年育成センター情報

青少年の飲酒・喫煙防止にご協力を

青少年の飲酒や喫煙は、成長期における身体に悪影響を及ぼすだけでなく飲酒や喫煙が常習化すると、法律を破っても問題ないとの意識が芽生え、非行や犯罪につながりかねません。

社会全体で取り組みを

保護者や地域の皆さんへ

未成年と知りながら安易な気持ちで喫煙・飲酒をすすめてはいけません。

声かけ運動や巡回活動など地域で取り組みましょう。

販売業者の皆さんへ

相手が未成年と疑われる場合は、身分証明書などの提示を求めるなど年齢確認の徹底をお願いします。

子どもたちに良い環境を

市青少年育成センターでは、社会教育指導員2名が毎週市内の各学校周囲の巡回活動を行っています。

その際、公園等も巡回していますが、隣接する駐車場や、トイレを含めてタバコの吸い殻や空き缶等のごみが目立ちます。大人が子どもたちの見本となり、より良い環境を作りましょう。

ひとりで悩まないで！

枕崎市青少年育成センターでは、心の悩み110番（電話相談）を開設しています。

心の悩み・子どもの教育等ひとりで悩まないで気軽にお電話をください。

TEL0120-055-699（まごころ救急）

※相談日時　月曜日～金曜日　午前8時30分～午後5時

※「かごしま教育ホットライン24」などの県相談機関の紹介も行います。

■**問合せ**　青少年育成センター（市民会館内）　TEL72-2221

避難施設を変更します

立神地区においては、第1避難所として立神地区公民館を指定していますが、9月から大規模改修工事が始まるため避難所としての使用ができなくなります。8月までは立神地区公民館に避難所を開設し、9月から来年3月までは「サン・フレッシュ枕崎」を代わりの避難所として開設します。

避難所開設時は、防災行政無線や防災・一般情報提供メール等でお知らせしますが、災害の規模等によっては変更になる場合もありますので、お間違えのないよう、その都度ご確認ください。

■問合せ　総務課危機管理対策係　TEL76-1086